

# 森町地域防災計画

《地震・津波災害対策編》

令和5年3月

森町防災会議



# 目次

<b>第1章 総則</b> .....	<b>1</b>
第1節 計画策定の目的 .....	1
第2節 計画の構成 .....	1
第3節 計画の基本方針 .....	1
第4節 町の地形、地質及び社会的現況 .....	2
第5節 町及びその周辺における地震・津波の発生状況 .....	2
第6節 町における地震・津波の想定 .....	2
<b>第2章 災害予防計画</b> .....	<b>6</b>
第1節 住民の心構え .....	6
第2節 地震・津波に強いまちづくり推進計画 .....	9
第3節 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発 .....	13
第4節 防災訓練計画 .....	14
第5節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画 .....	15
第6節 相互応援（受援）体制整備計画 .....	15
第7節 自主防災組織の育成等に関する計画 .....	15
第8節 避難体制整備計画 .....	15
第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画 .....	16
第10節 津波災害予防計画 .....	16
第11節 火災予防計画 .....	21
第12節 危険物等災害予防計画 .....	22
第13節 建築物等災害予防計画 .....	22
第14節 土砂災害の予防計画 .....	24
第15節 液状化災害予防計画 .....	25
第16節 積雪・寒冷対策計画 .....	27
第17節 業務継続計画の策定 .....	28
第18節 複合災害に関する計画 .....	28
<b>第3章 災害応急対策計画</b> .....	<b>29</b>
第1節 応急活動体制 .....	29
第2節 地震・津波情報の伝達計画 .....	29
第3節 災害情報等の収集、伝達計画 .....	43
第4節 災害広報・情報提供計画 .....	44
第5節 避難対策計画 .....	44
第6節 救助救出計画 .....	45

第7節	地震火災等対策計画	45
第8節	津波災害応急対策計画	46
第9節	災害警備計画	48
第10節	交通応急対策計画	48
第11節	輸送計画	48
第12節	ヘリコプター等活用計画	49
第13節	食料供給計画	49
第14節	給水計画	49
第15節	衣料、生活必需品等物資供給計画	49
第16節	石油類燃料供給計画	49
第17節	生活関連施設対策計画	49
第18節	医療救護計画	51
第19節	防疫計画	51
第20節	廃棄物等処理計画	51
第21節	家庭動物等対策計画	51
第22節	文教対策計画	51
第23節	住宅対策計画	51
第24節	被災建築物安全対策計画	51
第25節	被災宅地安全対策計画	53
第26節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	53
第27節	障害物除去計画	54
第28節	広域応援・受援計画	54
第29節	自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	54
第30節	災害ボランティアとの連携計画	54
第31節	災害義援金募集（配分）計画	54
第32節	災害救助法の適用と実施	54
<b>第4章</b>	<b>災害復旧・被災者援護計画</b>	<b>55</b>
第1節	災害復旧計画	55
第2節	被災者援護計画	55
<b>第5章</b>	<b>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画</b>	<b>57</b>

# 第1章 総則

## 第1節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定及び北海道地域防災計画に基づき、町における地震・津波災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関して取るべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

## 第2節 計画の構成

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき作成されている「森町地域防災計画」の「地震・津波災害対策編」として、森町防災会議が作成する。

なお、この計画に定められていない事項については、「森町地域防災計画（一般災害対策編）」による。

## 第3節 計画の基本方針

この計画は、町及び道並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等（以下「防災関係機関」という。）の実施責任を明確にするとともに、地震・津波防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、防災関係機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとし、毎年検討を加え、必要に応じ修正を行うものとする。

### 1 実施責任

#### (1) 町

町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、町域並びに住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

#### (2) 北海道

道は、北海道の地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、防災関係機関の協力を得て、北海道の地域における防災対策を推進するとともに、町及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその総合調整を行う。

#### (3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、北海道の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、その所掌事務を遂行するに当たっては、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町及び道の防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性を考慮し、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、町及び道の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、地震・津波災害予防体制の整備を図り、地震・津波災害時には応急措置を実施するとともに、町、道、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

## 2 処理すべき事務又は業務の大綱

一般災害対策編「第1章 第7節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

## 3 住民及び事業者の基本的責務

一般災害対策編「第1章 第8節 町民及び事業者の基本的責務」を準用するほか、事業者については、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

## 第4節 町の地形、地質及び社会的現況

本節については、一般災害対策編「第2章 第1節 自然的条件」及び「第2章 第2節 社会的条件」を準用する。

## 第5節 町及びその周辺における地震・津波の発生状況

本町及びその周辺における地震・津波による被害は、昭和58年の日本海中部地震、平成5年に発生した北海道南西沖地震がある。北海道南西沖地震では、奥尻島を中心に、地震の強い揺れと大津波により、死者・行方不明者を出す大惨事となり、本町においては液状化現象が発生し、建物被害が多数、人的な被害も見られるものとなった。こうした過去の災害経験と合わせて、被害想定を踏まえ、十分な対策を講じる必要がある。

## 第6節 町における地震・津波の想定

### 1 基本的な考え方

北海道地方の地震は、千島海溝や日本海溝から陸側へ沈み込むプレート境界付近やアムールプレートの衝突に伴って日本海東縁部付近で発生する海溝型地震と、その結果圧縮された陸域で発生する内陸型地震に大きく2つに分けることができる。海溝型地震はプレート境界そのもので発生するプレート間の大地震と「平成5年（1993年）釧路沖地震」のようなプレート内部のやや深い地震からなる。内陸型地震として想定しているものは、主に内陸に分布する活断層

や地下に伏在していると推定される断層による地震、過去に発生した内陸地震などである。

## 2 地震動による被害想定

北海道が、平成24年度から平成28年度にかけて被害想定算定を行った調査結果によると、本町に被害を想定している地震は、「北海道南西沖の地震」、「函館平野西縁断層帯の地震」がある。

結果は、下記のとおりである。

### (1) 北海道南西沖の地震（マグニチュード8.0 最大震度6弱）

被害区分		被害者数	被害区分		被害棟数
人的被害	死者	1人未満	建物被害	全壊	4
	重傷者	1人		半壊	28
	軽傷者	6人			

平成28年度地震被害想定調査結果より

### (2) 函館平野西縁断層帯の地震（マグニチュード6.6 最大震度6弱）

被害区分		被害者数	被害区分		被害棟数
人的被害	死者	1人未満	建物被害	全壊	2
	重傷者	1人未満		半壊	16
	軽傷者	2人			

平成28年度地震被害想定調査結果より

## 3 津波による被害想定

北海道は、令和3年7月に太平洋沿岸で「最大クラスの津波」が発生した場合に想定される津波高、浸水域等を示した津波浸水想定を設定、公表し、これを基に、令和4年7月には津波被害想定を公表しており、これらによる本町の津波の状況と津波被害想定は以下のとおりである。

(1) 津波の状況

ア 各地区の津波到達予想時間

字名	浸水開始時間	字名	浸水開始時間
石倉町	58分	砂原西1丁目	51分
本茅部町	57分	砂原西2丁目	50分
蛭谷町	57分	砂原西3丁目	50分
鷺ノ木町	56分	砂原西4丁目	49分
富士見町	55分	砂原西5丁目	49分
鳥崎町	55分	砂原1丁目	49分
本町	55分	砂原2丁目	48分
御幸町	54分	砂原3丁目	48分
森川町	58分	砂原4丁目	47分
常盤町	58分	砂原5丁目	44分
新川町	54分	砂原6丁目	44分
東森町	58分	砂原東3丁目	43分
港町	53分		
尾白内町	51分		

※浸水開始時間は、各字名毎の陸域の浸水深が1cmとなる時間のうち最短の時間を適用。

イ 代表地点周辺で予測される津波諸元

代表地点名	最大津波高	影響開始時間		第一波到達時間 (最大津波到達時間)	
		±20cm	+20cm	第1波	最大波
町境界(石倉町)	7.9m	28分	59分	66分	66分
蛭谷漁港	9.1m	31分	56分	63分	63分
鷺ノ木漁港	7.6m	31分	55分	63分	63分
森港	6.3m	32分	53分	61分	61分
尾白内町	5.5m	31分	52分	59分	59分
掛潤漁港	4.9m	31分	50分	57分	57分
砂原漁港	6.0m	6分	47分	55分	55分
砂崎	4.7m	25分	45分	52分	52分
砂原東3丁目	7.9m	21分	42分	50分	50分
松屋崎	7.9m	20分	41分	48分	48分

※第1波が最大波になるとは限りません。後から来る津波の方が高くなることもあります。



(2) 被害想定

千島海溝モデル、日本海溝モデルのいずれか被害が最大となる場合。「―」はわずかな被害（5未満）

ア 建物被害（全壊棟数）・人的被害（死者数）

	建物被害（全壊棟数）単位：棟				人的被害（死者数）単位：人			
	揺れ	液状化	津波	急傾斜地崩壊	建物倒壊	津波		急傾斜地崩壊
						早期避難率高+呼びかけ ※1	早期避難率低 ※2	
夏・昼	―	360	2,600	―	―	―	1,500	―
冬・夕	―	360	2,600	―	―	20	1,500	―
冬・深夜	―	360	2,600	―	―	110	1,500	―

イ 負傷者数・低体温症要対処者数・避難者数

負傷者数						低体温症要対処者数	避難者数
夏・昼		冬・夕		冬・深夜		冬・深夜	冬・夕
早期避難率高+呼びかけ	早期避難率低	早期避難率高+呼びかけ	早期避難率低	早期避難率高+呼びかけ ※1	早期避難率低 ※2		早期避難率低
―	70	―	60	―	70	190	3,700

※1 早期避難者比率が高く、さらに津波情報の伝達や避難の呼びかけが効率的に行われた場合

※2 早期避難者比率が低い場合

ウ 津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設

津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設は資料4-6のとおりである。

資料4-6 津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設

## 第2章 災害予防計画

地震・津波による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、町、道及び防災関係機関は、災害予防対策を積極的に推進する。

### 第1節 住民の心構え

平成30年9月に発生した平成30年北海道胆振東部地震等の道内で過去に発生した地震・津波災害や平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災、平成23年3月の東日本大震災等の経験を踏まえ、住民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震・津波発生時に、住民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震・津波災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置を取るものとする。

#### 1 家庭における措置

##### (1) 平常時の心得

- ア 地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- イ がけ崩れ、津波に注意する。
- ウ 建物の補強、家具の固定をする。
- エ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- オ 飲料水や消火器の用意をする。
- カ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）を準備する。
- キ 地域の防災訓練、防災講演会、救急研修会等に進んで参加する。
- ク 隣近所と地震時の協力について話し合う。
- ケ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

##### (2) 地震発生時の心得

- ア まずわが身の安全を図る。「机等の下へ」
- イ 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- ウ 揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をする。
- エ 火が出たらまず消火する。
- オ あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。「靴をはく」
- カ 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。
- キ 山崩れ、がけ崩れ、津波、浸水に注意し、危険が予想される場合は、直ちに安全な場所

に避難する。

- ク 避難は徒歩で、持物は最小限にし、「身軽」にする。
- ケ みんなが協力しあって、応急救護を行う。
- コ 正しい情報をつかみ、あわてず、冷静に行動する。
- サ 秩序を守り、衛生に注意する。
- シ 低地では出水等による浸水に注意する。
- ス 行動は誘導者等の指示に従い、流言飛語による軽はずみな行動をやめる。

## 2 職場における措置

### (1) 平常時の心得

- ア 事業継続計画、消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にする。
- イ 消防計画により避難訓練を実施する。
- ウ とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置を取る。
- エ 重要書類等の非常持出品を確認する。
- オ 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考える。

### (2) 地震発生時の心得

- ア まずわが身の安全を図る。
- イ 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- ウ 揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をする。
- エ 職場の消防計画に基づき行動する。
- オ 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難する。
- カ 正確な情報を入手する。
- キ 近くの職場同士で協力し合う。
- ク エレベーターの使用は避ける。
- ケ マイカーによる出勤、帰宅、危険物車両等の運行は自粛する。

## 3 集客施設で取るべき措置

- (1) 館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。
- (2) あわてて出口・階段などに殺到しない。
- (3) 吊り下がっている照明などの下からは退避する。

## 4 街など屋外で取るべき措置

- (1) ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。
- (2) ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。
- (3) 丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難すること。

## 5 運転者の取るべき措置

### (1) 走行中のとき

- ア 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させる。
- イ 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させる。
- ウ 車停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。
- エ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

### (2) 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することで交通が混乱するので、やむを得ない場合を除き、避難のため車を使用しないこと。（「第3章 第5節 避難対策計画」を参照）

## 6 津波に対する心得

### (1) 住民

- ア 強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。
- イ 「巨大」の定性的表現となる大津波警報が発表された場合は最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応を取る。
- ウ 津波の第一波は、引き波だけでなく押し波から始まることもある。
- エ 津波は第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては、1日以上にわたり継続する可能性がある。
- オ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる津波（いわゆる津波地震や遠地地震によって引き起こされるもの）が発生の可能性がある。
- カ 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の意味や内容、地震発生直後に発表されるこれら津波警報等の精度には一定の限界がある。
- キ 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表時に取るべき行動について知っておく。
- ク 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報である。
- ケ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- コ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。

サ 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで気をゆるめない。

## （2）船舶関係者

ア 強い揺れを感じたとき若しくは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき又は揺れを感じなくても大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表されたときは、次のとおり対応する。

（ア）津波到達時刻まで時間的余裕がある場合

荷役等を中止し、港外に避難又は係留を強化（陸揚げ固縛）したのち、安全な場所に避難する。

（イ）津波到達時刻まで時間的余裕がない場合

荷役等を中止し、直ちに岸壁等を離れ、安全な場所に避難する。

イ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。

ウ 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・注意報の解除まで警戒をゆるめず、岸壁等に近づかない。

## 第2節 地震・津波に強いまちづくり推進計画

町、道及び防災関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進するとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

### 1 地震に強いまちづくり

- （1）町、道及び防災関係機関は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、一時避難地としての公園、河川、港湾など骨格的な都市基盤施設、消防活動困難区域の解消に資する街路及び防災安全街区の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保など防災に配慮した土地利用の誘導により、地震に強いまちづくりを図る。
- （2）町、道及び国は、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。
- （3）町、道、防災関係機関及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する都市の施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。

### 2 建築物の安全化

- （1）町は、「森町耐震改修促進計画」において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修・耐震補強・不燃化等を促進する施策

を積極的に推進する。

なお、優先的に着手すべき建築物は、次のとおりとする。

ア 地震が発生した場合において災害応急対策の拠点となる役場庁舎、学校教育施設・避難所として利用する各種集会施設及び福祉施設等災害時防災時、特に重要な既存建築物

イ 耐震改修促進法の特定建築物

ウ 木造住宅

- (2) 町、道及び国は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。
- (3) 町、道及び国は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。
- (4) 町は、防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、特に学校施設の耐震化については、一刻も早く施設の耐震性の向上を図る。
- (5) 町、道及び国は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努める。
- (6) 町は住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める（参考資料4）。
- (7) 町、防災関係機関及び施設管理者は、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の倒壊防止、エレベーターにおける閉じ込め防止、超高層ビルにおける長周期地震動対策など総合的な地震安全対策を推進する。
- (8) 町、道及び国は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努める。

参考資料4 森町建築年別住家棟数及び世帯数・人口調べ
----------------------------

### 3 主要交通の強化

町は、防災関係機関等の協力を得て、道路、橋梁、港湾等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

### 4 通信機能の強化

町及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たって、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化、多重化に努めるなどして、耐災害性の強化に努める。

### 5 ライフライン施設等の機能の確保

- (1) 町、道及び防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。
- (2) 町、道及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。

- (3) 町、道及び防災関係機関においては、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。
- (4) 町、道及び防災関係機関は、廃棄物処理施設について、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

## 6 復旧対策基地の整備

町及び道は、震災後の復旧拠点基地、救援基地となる都市公園等の整備に努める。

## 7 地盤の液状化対策の推進

ア 地震による地盤の液状化現象は、一般的には砂質土地盤で地中から地下水や砂が噴出することにより、急激に周辺の地盤支持力が失われる現象をいう。

この液状化の発生地点は、過去の大きな地震発生では震度5以上のときに埋立地や旧河道等に集中して発生している特徴が知られているため、港湾地区の埋立地をはじめ、その他の地域でも地形、地質の分布状況を把握のうえ、十分警戒する必要がある。

本町では、平成5年7月12日に発生した北海道南西沖地震により、駒ヶ岳・赤井川地区において地盤が液状化し、国道、道々、町道、住宅等の建築物、水道施設、農地等に大きな被害を受けている。

この地区の液状化現象は、1640年の駒ヶ岳火山の大噴火による岩屑なだれ堆積物が液状化したものであり、火山地域の堆積物の液状化という現象により被害が発生したという地域性、特殊性のある被害であった。

この駒ヶ岳岩屑なだれ堆積物は、大きな岩塊を含む淘汰不良の堆積物で、このような地盤が液状化することは一般的に考えにくいものであるが、地震時の現地の地下水位が地表面下1メートル弱と非常に高く、ルーズな岩屑なだれ堆積物中の岩塊間充填細粒部が液状化し、地表に噴砂、地盤沈下等を起こし、道路、建築物、水道施設等に被害が発生したものである。(別図参照「北海道南西沖地震駒ヶ岳南山麓液状化被害状況図」)

このことから、この岩屑なだれ堆積物が地盤としてあるこの地区では、今後とも道路、建築物等を整備する際には、地形、地下水位に十分注意し、設計・施工する必要がある。

当面は、地震災害による液状化発生地データ等を調査集約し、また北海道等専門機関の調査研究成果を参考にしながら、液状化に関する対策を検討・実施するものとする。

また、地域住民、建築物等設計・施工業者等に対してパンフレット等の作成配布、講習会等の開催により知識の普及を図るなどの液状化対策を推進する。

イ 液状化対策としては、大別して次の3つの工法が考えられる。

- ・地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策
- ・発生した液状化に対して施設の被害を防止・軽減する構造的対策
- ・施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策

対策工法の選択においては、現地の地盤等を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を検討し、相互に判断し、

液状化対策を推進する必要がある。

## 8 危険物施設等の安全確保

町、道及び防災関係機関は、危険物施設等及び火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

## 9 災害応急対策等への備え

町、道及び防災関係機関は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行うこととする。

また、町は、地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園などを確保し、周辺住民の理解を得るなど環境整備に努めることとする。

## 10 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

(1) 道は地震防災対策特別措置法に基づき、道地域防災計画及び町地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等について、全道を対象とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、町及び道等は、その整備を重点的・計画的に進めることとする。

(2) 計画対象事業

- ア 避難地
- イ 避難路
- ウ 消防用施設
- エ 消防活動用道路
- オ 緊急輸送道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾・漁港施設、共同溝等
- カ 医療機関、社会福祉施設、公立幼稚園、公立小中学校、公立義務教育学校、公立中等教育学校（前期課程）、公立特別支援学校、公的建造物等の改築・補強
- キ 津波避難確保のための海岸保全施設、河川管理施設
- ク 砂防設備、森林保安施設、地すべり等防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、農業用排水施設であるため池のうち地震防災上必要なもの
- ケ 地域防災拠点施設
- コ 防災行政無線施設、設備
- サ 飲料水確保施設、電源確保施設等
- シ 非常用食料、救助用資機材等備蓄倉庫
- ス 負傷者の一時収容、設備、資機材（応急救護設備等）
- セ 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

## 11 津波に強いまちづくり

(1) 津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、やむを得ない場合を除き、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるよう



なまちづくりを目指すものとする。

(2) 町、道及び国は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等及び避難路・避難階段等の整備など、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。

(3) 町、道及び国は、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努めるものとする。

また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努めるものとする。

(4) 町、道及び国は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

### 第3節 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発

町、道及び防災関係機関は、地震・津波災害を予防し、又はその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震・津波防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、住民に対して地震・津波に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

防災知識の普及・啓発に当たっては、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に十分配慮し、地域において支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

#### 1 防災知識の普及・啓発

(1) 町、道及び防災関係機関は、職員に対して防災（地震・津波）に関する体制、制度、対策等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図る。

(2) 町、道及び防災関係機関は、住民に対し、次により防災知識の普及・啓発を図る。

##### ア 啓発内容

- (ア) 地震・津波に対する心得
- (イ) 地震・津波に関する一般知識
- (ウ) 非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
- (エ) 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- (オ) 災害情報の正確な入手方法
- (カ) 出火の防止及び初期消火の心得
- (キ) ビル街、百貨店、地下街等外出時における地震発生時の対処方法
- (ク) 自動車運転時の心得

- (ケ) 救助・救護に関する事項
- (コ) 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- (サ) 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- (シ) 要配慮者への配慮
- (ス) 各防災関係機関が行う地震災害対策
- (セ) 停電への備え

#### イ 普及方法

- (ア) テレビ、ラジオ、新聞の利用
  - (イ) インターネット、森町公式ホームページ、SNSの利用
  - (ウ) 広報紙、広報車両の利用
  - (エ) 映画、スライド、ビデオ等による普及
  - (オ) パンフレットの配布
  - (カ) 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施
- (3) 町、道及び防災関係機関は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

### 2 学校等教育関係機関における防災思想の普及

- (1) 学校においては、児童生徒等に対し、地震・津波の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（地震・津波時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- (2) 児童生徒等に対する地震防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震防災に関する研修機会の充実等に努める。
- (3) 地震・津波防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じた内容のものとして実施する。
- (4) 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

### 3 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

## 第4節 防災訓練計画

地震・津波災害に対する災害応急対策活動の円滑な実施を図るため、防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及、啓発を図ることを目的とした防災訓練を実施する。

なお、実施に当たっては、一般災害対策編「第4章 第2節 防災訓練計画」を準用する。

## 第5節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

本節については、一般災害対策編「第4章 第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」を準用する。

## 第6節 相互応援（受援）体制整備計画

本節については、一般災害対策編「第4章 第4節 相互応援（受援）体制整備計画」を準用する。

## 第7節 自主防災組織の育成等に関する計画

本節については、一般災害対策編「第4章 第5節 自主防災組織の育成等に関する計画」を準用する。

## 第8節 避難体制整備計画

本節については、一般災害対策編「第4章 第6節 避難体制整備計画」を準用するほか、本計画の定めるところによる。

### 1 避難体制

特に地震が、大規模である場合の避難体制として、住民、町の役割を次のとおりとする。

#### (1) 住民の役割

地震は、いつ、どこで発生するかわからないため、また地震の規模、住家の建築年数等によっても被害状況が異なるため、町の避難指示を待っていては避難すべき時期を逸することも考えられる。

このため、住民は地震が発生し、避難が必要と認める場合には、自らの判断により直ちに避難することがなによりも重要であり、そのためにも日頃から避難所、避難方法を良く熟知し、地震発生時にあっても落ち着いて避難できるよう努める。

#### (2) 町の役割

平素から避難のあり方を検証し、住民に対し地震発生時における避難方法等の周知を図るとともに、避難行動中における住民の安全が守られるよう、防災関係機関、行政区長等との連携による避難指示の徹底や避難誘導が行えるよう避難体制の充実に努める。

### 2 津波避難計画等の作成

町は、避難に関する情報と被災想定などを視覚的に表したハザードマップを作成し、住民への周知に努めるとともに、道の指針を参考に、これまで個別に進めてきた津波対策を点検し、必要に応じて新たに津波避難計画（全体計画・地域計画）等の策定に取り組み、主に次の事項に留意して自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難行動要支援者ごとの具体的な避難支援計画（個別避難計画）の策定等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

- (1) 避難指示を行う基準及び伝達方法
- (2) 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 避難場所への経路及び誘導方法（観光地などについては、観光入り込み客対策を含む。）
- (4) 避難誘導を所管する職員等の配備及び連絡体制
- (5) 避難場所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項
  - ア 給水、給食措置
  - イ 毛布、寝具等の支給
  - ウ 衣料、日用必需品の支給
  - エ 負傷者に対する応急救護
- (6) 避難場所の管理に関する事項
  - ア 避難中の秩序保持
  - イ 住民の避難状況の把握
  - ウ 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知・伝達
  - エ 避難住民に対する各種相談業務
- (7) 避難に関する広報
  - ア 防災行政無線等による周知
  - イ 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む。）による周知
  - ウ 避難誘導者による現地広報
  - エ 住民組織を通じた広報

## 第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

本節については、一般災害対策編「第4章 第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」を準用する。

## 第10節 津波災害予防計画

地震による津波災害の予防及び防止に関する計画は、本計画の定めるところによる。

### 1 基本的な考え方

津波災害対策の検討に当たっては、次の2種類の津波を想定することを基本とする。

1. 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
2. 最大クラスの津波と比べて発生頻度が高く、津波の高さは低いものの大きな被害をもたらす津波。

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸として地域ごとの特性を踏まえ、既存の公共施設や民間施設も活用しながら、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる「多重防御」の発想により、町、道及び国の連携・協力の下、地域活性化の観点も含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を効率的かつ効果的に推進するため、必要な対策を講じるものとする。

また、比較的頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

本町においても、北海道から令和4年7月に公表された津波被害想定をもとに、必要な対策を講じるものとする。

## 2 津波災害に対する予防対策

津波の発生を予知し、防御することは極めて困難なことであるが、「平成5年（1993年）北海道南西沖地震」をはじめとする過去の被害状況や道が調査研究した「津波浸水予測図」及び「津波浸水想定区域図」、国が調査した「浸水予測図」などを参考とし、国は、津波予測の高精度化のための観測体制を整備すること、道は、設定した「津波浸水想定」を踏まえ、あらかじめ関係市町村の意見を聴いた上で、津波災害警戒区域の指定を行うものとする。

ハード対策として、国、道及び町は、護岸・防潮堤等の施設の整備を図るものとし、ソフト対策として、町は、指定緊急避難場所・経路や同報系防災行政無線など、住民への多重化、多様化された情報伝達手段の整備を図るとともに、住民が迅速な避難行動を取れるよう、津波避難計画や津波ハザードマップの作成や周知徹底に努めるほか、地震・津波防災上必要な教育及び広報を継続的に推進するものとする。

なお、町における津波対策の対象地域は、原則として海岸区域の全域とし、その災害予防対策に関しては次のとおりとする。

### (1) 津波等災害予防施設の整備

町、道及び国等は、次により災害予防施設の整備を実施するとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図るものとする。

#### ア 海岸保全対策

町、道及び国等は、高波、高潮及び津波による災害予防施設として、防潮堤防、防潮護岸等の海岸保全施設事業を実施する。

また、防潮扉・水門等管理者は適切に管理をするとともに、水門や※陸閘の自動化や遠隔操作化を図るなど、津波発生時における迅速かつ確な開閉に万全を期するものとする。

#### ※陸閘（りっこう、りくこう）

河川等の堤防を通常時は生活のため通行できるよう途切れさせてあり、増水時にはそれをゲート等により塞いで、暫定的に堤防の役割を果たす目的で設置された施設。

#### イ 河川対策

町、道及び国等は、高波、高潮及び津波の河川への遡上防止や、背後地への浸水等の災害予防施設として、防潮堤防、防潮水門、樋門等のゲート操作の自動化などの河川事業を

実施する。

ウ 港湾及び漁港整備事業

港湾管理者は、高波、高潮及び津波の減災に寄与する防波堤、防潮堤等、外郭施設の整備事業を実施する。

漁港管理者は、高波、高潮及び津波による災害予防施設としての効果を有する防波堤、防潮堤等、外郭施設の整備事業を実施する。

エ 監視観測体制に関する事業

国は、海域での観測の充実を図るとともに、潮位等の観測情報の提供を実施する。

(ア) 国土交通省所管海底地震計、ケーブル式沖合水圧計、GPS波浪計等

(2) 津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備

ア 津波警報等の迅速かつ確実な伝達

(ア) 札幌管区气象台等の関係機関は、所定の伝達経路及び伝達手段を点検整備し、町等への大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の迅速な伝達を図るとともに、休日、夜間、休憩時等における、これら津波警報等の確実な伝達を図るため、要員の確保等の防災体制を強化する。

また、津波発生時における海面監視等の水防活動、その他危険を伴う水防活動に当たっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

(イ) 道は防災情報システム（北海道総合行政情報ネットワーク回線により伝送）により、津波災害情報の伝達体制を整備する。

(ウ) 町、道及び国は、沖合を含むより多くの地点における津波即時観測データを充実し、関係機関等で共有するとともに公表を図るものとする。

(エ) 町は、津波警報等の正確な伝達を図るため、警報等の種類並びに標識（サイレン等）について必要な機会を通じて、その周知徹底を図るものとする。

(オ) 各防災関係機関は、地震配備体制に基づく休日、夜間の配備も含め、迅速な情報伝達を可能とする組織体制を確立するものとする。

(カ) 各防災関係機関は、情報伝達系統、伝達先を再確認し、常に関係団体等の協力が得られるよう、連携を密にすること。

イ 伝達手段の確保

町は、住民等に対する大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達手段として、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、SNS等、赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）等のあらゆる手段活用を図るとともに、海浜地での迅速かつ確実な伝達を確保するため、サイレン、広報車等多様な手段を整備する。

また、船舶については、特に小型漁船を重点として無線機の設置を促進する。

ウ 伝達協力体制の確保

町長は、沿岸部に多数の人出が予想される施設の管理者（漁業協同組合の管理者等）、事

業者（工事施行管理者等）及び自主防災組織の協力を得て、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達協力体制を確保する。

#### エ 津波警報等災害情報伝達訓練の実施

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を迅速かつ的確に伝達するため、町及び防災関係機関は、北海道防災会議が行う災害情報伝達訓練に積極的に参加するほか、独自に訓練を企画し実施するものとする。

#### オ 町

町は、地域住民等に対し、各種講演会など各種普及啓発活動を通じ、津波に対する防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関、地域住民、事業所等が一体となり避難行動要支援者等にも配慮した大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達、避難誘導、避難援助等の実践的な津波防災訓練を実施する。

#### カ 学校等教育関係機関

沿岸地域の学校等教育関係機関は、児童生徒等が津波の特性を正しく理解するため、防災教育の一環として、津波防災教育を行うとともに津波避難訓練を実施する。

### （3）津波警戒の周知徹底

町、道及び防災関係機関は、広報紙等を活用して津波警戒に関する次のような事項についての周知徹底を図る。

#### ア 住民に対し、周知を図る事項（「本章 第1節 住民の心構え 6」の準用）

- （ア）強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。
- （イ）「巨大」等の定性的表現となる大津波警報（特別警報）が発表された場合は、最悪の事態を想定して、最大限の避難等防災対応を取る。
- （ウ）津波の第一波は、引き波だけでなく押し波から始まることもある。
- （エ）津波は第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては、1日以上にわたり継続する可能性がある。
- （オ）強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる津波（いわゆる津波地震や遠地地震によって引き起こされるもの）が発生する可能性がある。
- （カ）大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の意味や内容、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界がある。
- （キ）大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表時に取るべき行動について知っておく。
- （ク）沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく、避難行動開始のきっかけは強い揺れや大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報である。
- （ケ）正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- （コ）津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- （サ）津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・注意報が解除されるまで気をゆるめない。

イ 船舶関係者に対し、周知を図る事項（「本章 第1節 住民の心構え 6」の準用）

（ア）強い揺れを感じたとき若しくは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき又は揺れを感じなくても大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表されたときは、次のとおり対応する。

a 津波到達時刻まで時間的余裕がある場合

荷役等中止し、港外に避難又は係留を強化（陸揚げ固縛）したのち、安全な場所に避難する。

b 津波到達時刻まで時間的余裕がない場合

荷役等中止し、直ちに岸壁等を離れ、安全な場所に避難する。

（イ）正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などで入手する。

（ウ）津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで警戒をゆるめず、岸壁等に近づかない。

ウ 漁業地域において、周知を図る事項

（ア）陸上・海岸部にいる人は、陸上の指定緊急避難場所に避難する。決して漁船や海を見に行かない。漁港にいる漁船等の船舶の乗船者も陸上の指定緊急避難場所に避難する。

（イ）漁港周辺にいる漁船等の船舶で避難海域に逃げの方が早い場合、又は沖合にいる漁船等の船舶は、直ちに水深概ね50m以深の海域（一次避難海域）へ避難する。一次避難海域に避難するまでの間に気象庁からの津波情報を入手し、「大津波警報」が出された場合、更に水深の深い海域（二次避難海域）へ避難する。

（ウ）避難判断は、独自の判断では行わず、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が解除されるまで避難海域で待機する。

（4）津波避難、退避に関する対策

ア 沿岸地域住民、海浜来場者、船舶関係者等の早期かつ迅速な避難、退避の実施を確保するため、地域団体、森漁業協同組合、砂原漁業協同組合等との協調連絡体制を強化し、緊急を要する場合は、自主的に避難誘導措置が講じられるよう指導を実施する。

イ 小型船舶の避難、安全性を確保するため、早期の沖合避難、係留船の係留綱補強措置、引き上げ固縛措置等の指導を実施する。

ウ 津波防災意識の啓発、広報、訓練に関する対策

（ア）「地震、イコール津波、即避難」の認識が沿岸地域に限らず、全町民の津波に対する共通意識として定着するよう、「津波に対する心得」（第2章第1節6）を基本とし、必要な機会を通じて啓発に努め、その周知を徹底する。

（イ）広報紙、防災パンフレット、テレビ、ラジオ等の広報媒体を活用するとともに、防災訓練等の機会をとらえて、津波に関する正しい知識、認識の啓発、対策の周知等を積極的に広報するものとする。

（ウ）沿岸地域を重点とした津波避難、誘導訓練には、地域住民を積極的に参加させる。



## 第11節 火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、一般災害対策編「第4章 第10節 消防計画」及び「第8章 第8節 大規模な火事災害対策計画」を準用するほか、本計画の定めるところによる。

### 1 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、町及び道は、地震時の火の取扱いについて指導啓発するとともに、火災予防条例に基づく火気の取扱い及び耐震自動消火装置付石油ストーブを使用するよう指導を強化する。

### 2 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食いとめるためには、初期消火が重要であるので、町及び道は、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

- (1) 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。
- (2) 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織等の設置及び育成指導を強化する。
- (3) 病院等、一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

### 3 予防査察の強化指導

消防本部は、消防法に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

- (1) 消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。
- (2) 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

### 4 消防力の整備

近年の産業、経済の発展に伴って、高層建築物、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、町は、消防施設及び消防水利の整備充実を図るとともに、消防職員の確保、消防技術の向上等により、消防力の整備充実を図る。

あわせて、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

### 5 消防計画の整備強化

消防本部は、防火活動の万全を期するため、消防計画を作成し、火災予防について次の事項

に重点を置く。

- ア 消防力等の整備
- イ 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査
- ウ 消防職員及び消防団員の教育訓練
- エ 査察その他の予防指導
- オ その他火災を予防するための措置

## 第12節 危険物等災害予防計画

地震時における危険物、火薬類、高圧ガスの爆発、飛散、火災などによる災害の発生の予防に関する計画は、一般災害対策編「第8章 第7節 危険物等災害対策計画」に定める各災害予防等に準ずるほか、本計画の定めるところによる。

### 1 事業所等に対する指導の強化

危険物等による災害の予防を促進するため、町、道及び関係機関は、事業所に対し、次の事項について指導に努める。

- (1) 事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化
- (2) 事業所等の監督、指導における防災関係機関の連携強化
- (3) 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
- (4) 事業所等における自主保安体制の確立強化
- (5) 事業所等における従業員に対する安全教育の徹底指導
- (6) 事業所等の間における防災についての協力体制の確立強化
- (7) 危険物保管施設の耐震性の確保に関する事業所等への指導の強化

## 第13節 建築物等災害予防計画

地震災害から建築物等を防御するため、一般災害対策編「第4章 第9節 建築物災害予防計画」に準ずるほか、本計画の定めるところによる。

### 1 建築物の防災対策

#### (1) 防災対策拠点施設の耐震性の確保

ア 町及び防災上重要な施設の管理者による施設の耐震化

震災時における活動の拠点となる役場庁舎、診療所、学校、不特定多数の者が利用する施設等の防災上重要な施設の管理者は、道が行っている耐震化事業に準じ、計画的に耐震診断を行い、施設の耐震化を促進するよう指導する。

イ 避難に重要な道路沿いに立つ建築物の耐震性の確保

町内の避難場所への避難路など、応急対策活動に重要な役割を果たす道路沿いに建つ建築物が倒壊、外壁の落下等により、収容及び救護の支障とならないよう必要に応じた耐震改修の促進を図る。

#### (2) 木造建築物の防火対策の推進

町及び道は、本道の住宅が木造建築物を主体に構成されている現状にかんがみ、これらの木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図るものとする。

#### (3) 既存建築物の耐震化の促進

町及び道は、現行の建築基準法に規定される耐震性が不十分な既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、耐震改修促進計画に基づき、耐震診断・改修に要する費用負担の軽減を図る所有者支援や相談体制の充実などの環境整備を図るものとする。

また、住民にとって理解しやすく、身近で詳細な情報となる地震防災マップの作成のほか、セミナー等の開催、パンフレット・インターネットを活用した普及啓発を図る。

さらに、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、建築物の所有者に対して指導・助言を行うよう努めることとし、指導に従わない者に対しては、必要な勧告、指示を行う。

また、著しく保安上危険となるおそれがあると認められた建築物については、建築基準法の規定に基づいて勧告・命令を行うものとし、耐震改修促進計画で定める地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物については、耐震化を積極的に促進していくものとする。

#### (4) ブロック塀等の倒壊防止

町及び道は、地震によるブロック塀等の倒壊を防止するため、既存ブロック塀等については、建築パトロールなどを通じて点検・補強の指導を行うとともに、新規に施工・設置する場合には、施工・設置基準を厳守させるなど、安全性の確保について指導する。

#### (5) 窓ガラス等の落下物対策

町及び道は、地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上3階建以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態を調査し必要な改善指導を行うものとする。

#### (6) 被災建築物の安全対策

ア 町及び道は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。

イ 道は、北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱（資料10-18）に基づき、応急危険度判定士の認定を行い、台帳に登録する。

#### 資料10-18 北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱

## 2 ライフライン施設の耐震化等安全性の向上

町は、関係機関に対して建物及び設備等の耐震対策を講じるよう要請するとともに、これらの関係機関と密接な連携を図り、施設の被害を最小限にとどめるための対策を講ずる。

### (1) 電力施設（北海道電力株式会社）

- (2) LPガス事業者
- (3) 水道施設
- (4) 通信施設（NTT東日本）

### 3 交通施設の安全化・耐震化対策

#### (1) 道路の整備

地震時における円滑な交通を確保するため、狭あい区間等の整備を検討する。

#### (2) 落石等通行危険箇所の対策

落石、法面等通行危険箇所について日常点検を実施するとともに、順次、危険箇所の解消を図るために法面防護施設工事等の予防工事を実施する。

#### (3) 橋梁、トンネル等の耐震化対策

橋梁、トンネル等の道路構造物について点検を行い、構造上及び地盤上、耐震性に問題のある施設については、順次補修、補強、架替等を行い耐震性の確保を図る。

### 4 河川、砂防、治山等施設の安全化・耐震化対策

#### (1) 治山・治水対策

治山・治水対策は防災上重要なため、道との連携により整備を図り、災害の防止を期するものとする。

##### ア 河川改修の治水事業

河川の堤防の耐震点検を継続し、これの対策を行うとともに、河道改修を行うなど、安全性の向上を図る。

また、水防情報システムを整備し、的確な情報収集を行い、出水に迅速に対応できるように体制の整備に努める。

##### イ 治山事業

地震による土砂災害は、地すべりを含む崩壊現象はもとより、崩壊土砂・落石等の直撃及び岩屑流・土石流となる崩壊土砂の流動化現象も予想されるため、道と協力して植林等による林相の改善並びに下流における砂防工事等の推進と相まって治山堰堤の築堤、溪流工事等、治山施設の完備を図る。

##### ウ 砂防及び地すべり防止事業

地震による地盤のゆるみの増加に伴い土砂災害の危険性が一層高まるため、これらの施設整備を図り、流域住民の安全を期するものとする。

また、地震によって引き起こされる地すべりは、移動が急激な場合も考えられ、多大な被害をもたらす危険性があるため、その防止について、道と連携を図りながら推進する。

## 第14節 土砂災害の予防計画

地震動に起因する地すべり、がけ崩れ等による災害の予防については、一般災害対策編「第4章 第17節 土砂災害の予防計画」を準用する。

## 第15節 液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害を予防するための計画は、本計画の定めるところによる。

### 1 現況

液状化現象による災害は、過去の地震においてもしばしば認められてはいたが、「新潟地震」（1964年）を契機として、認識されたところである。「平成7年（1995年）兵庫県南部地震」においても、埋立地などを中心に大規模な液状化による被害が発生している。近年、埋立などによる土地開発が進み、また、都市の砂質地盤地域への拡大に伴い以前にも増して液状化被害が発生しやすい傾向にある。

北海道においては、「1968年十勝沖地震」による液状化被害が大規模かつ広範囲に記録されている。

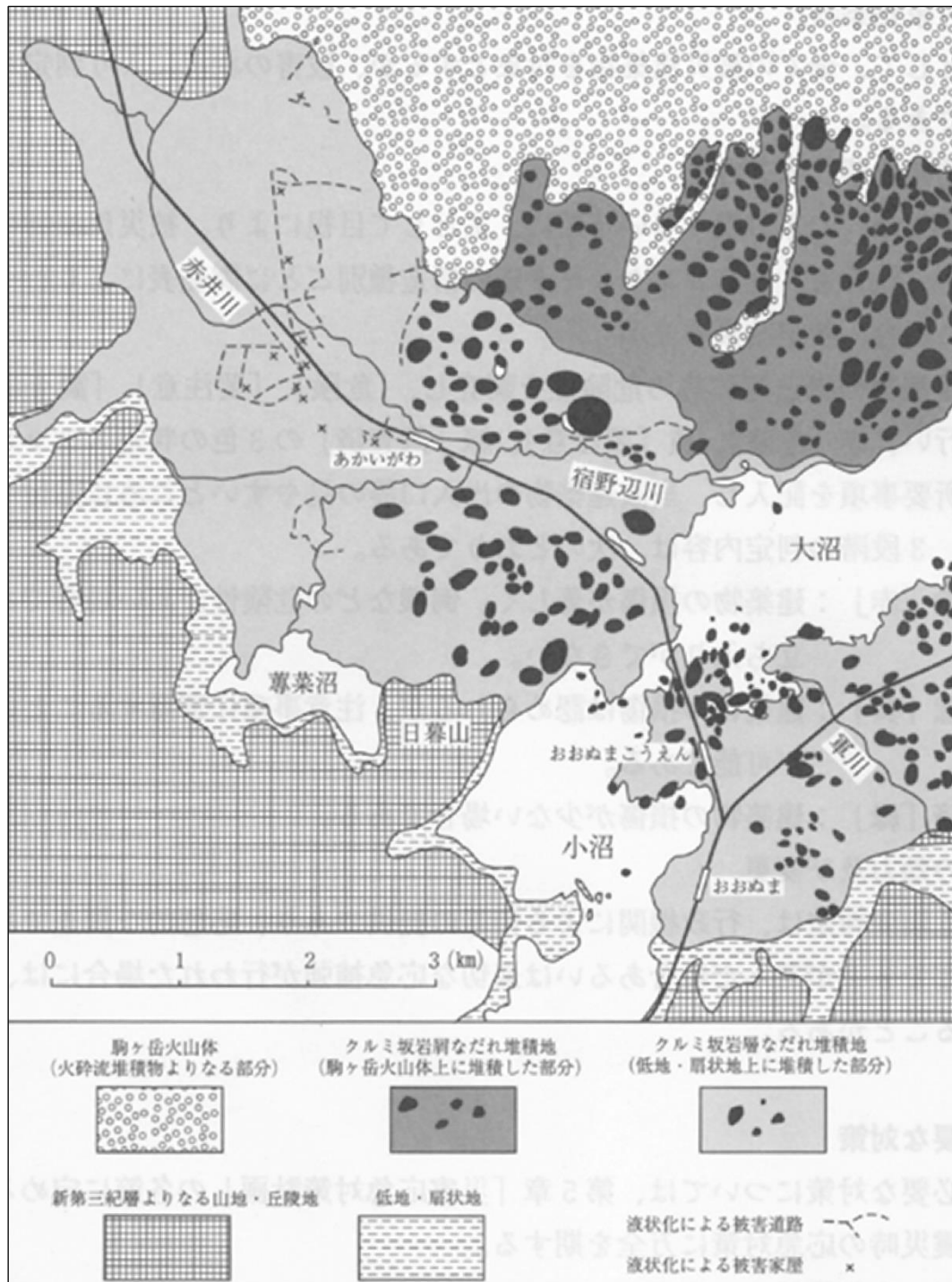
「平成5年（1993年）釧路沖地震」、「平成5年（1993年）北海道南西沖地震」、「平成6年（1994年）北海道東方沖地震」においても、道南及び道東の広い地域で発生し、大きな被害をもたらした。本町においては、「平成5年（1993年）北海道南西沖地震」で発生した液状化現象にて、建物被害が多数、人的な被害をもたらした（別図参照）。

最近では、「平成15年（2003年）十勝沖地震」において、豊頃町～浦幌町に被害の集中がみられたほか、札幌市や標津町など遠地においても液状化による被害が発生した。

また、「平成30年北海道胆振東部地震」では、札幌市や北広島市等の住宅地において地盤液状化が発生し、大きな被害が発生するとともに、苫小牧周辺では、港湾など海岸周辺の埋立地に被害が集中して発生した。

別図

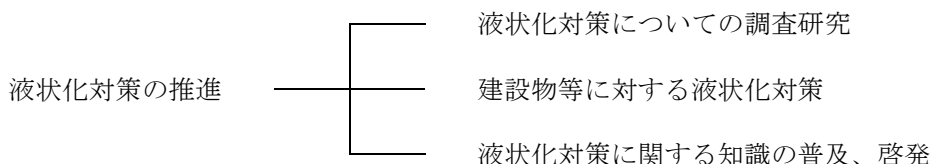
北海道南西沖地震駒ヶ岳南山麓液状化被害状況図（概要）



## 2 液状化対策の推進

町、道及び防災関係機関は、液状化による被害を最小限に食い止めるため、公共事業などの実施に当たって、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を推進する。

(政策の体系)



## 3 液状化対策の調査・研究

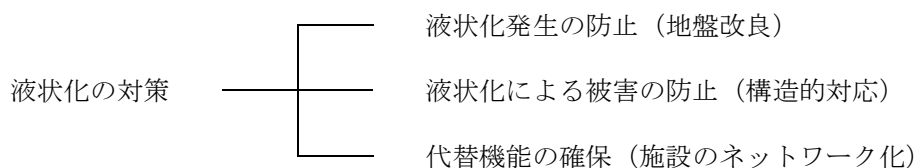
町、道及び防災関係機関は、大学や各種研究機関との連携のもと、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査・研究を行う。

## 4 液状化の対策

液状化の対策としては、大別して次のような対策が考えられる。

- (1) 地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策
- (2) 発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策
- (3) 施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策

(手法の体系)



## 5 液状化対策の普及・啓発

町、道及び防災関係機関は、液状化対策の調査・研究に基づき、住民・施工業者等に対して知識の普及・啓発を図る。

## 第16節 積雪・寒冷対策計画

本節については、一般災害対策編「第4章 第18節 積雪・寒冷対策計画」を準用する。

## 第17節 業務継続計画の策定

本節については、一般災害対策編「第4章 第20節 業務継続計画の策定」を準用する。

## 第18節 複合災害に関する計画

本節については、一般災害対策編「第4章 第19節 複合災害に関する計画」を準用する。



## 第3章 災害応急対策計画

地震・津波災害による被害の拡大を防止するため、町、道及び防災関係機関は、それぞれの計画に基づき災害応急対策を実施する。

### 第1節 応急活動体制

地震・津波災害時に被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策を円滑に実施するため、町、道及び防災関係機関は、相互に連携を図り、災害対策本部等を速やかに設置するなど、応急活動体制を確立する。

町災害対策本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努めるものとする。

また、道の災害対策現地合同本部等が設置された場合、同本部等と連携を図る。

#### 1 災害対策組織

一般災害対策編「第3章 防災組織」を準用する。

#### 2 職員の動員配備

一般災害対策編「第5章 第1節 動員計画」を準用する。

### 第2節 地震・津波情報の伝達計画

地震・津波情報を迅速かつ的確に伝達するための計画は、本計画の定めるところによる。

#### 1 地震に関する情報

##### (1) 緊急地震速報

##### ア 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大の震度が5弱以上または、最大の長周期地震動階級が3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想された地域及び長周期地震動階級3以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

なお、震度が6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した場合の緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所への緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

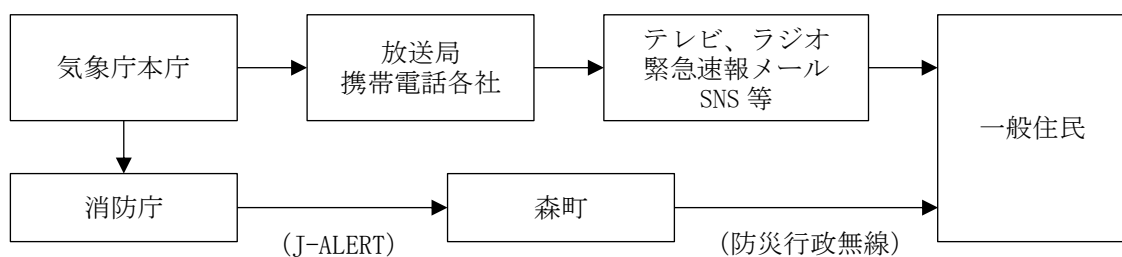
##### イ 緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため気象庁が発表し、日本放送協会（NHK）に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。

また、放送事業者通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、SNS等を用いて広く伝達されている。

気象庁が発表した緊急地震速報、地震情報、津波警報等は、消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等に伝達される。

地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を町防災行政無線（戸別受信機を含む。）等を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。



## 2 津波警報等の種類及び内容

### (1) 津波警報等の種類

ア 大津波警報（特別警報）及び津波警報：該当する津波予報区において、津波による重大な災害のおそれが著しく大きい場合に大津波警報を、津波による重大な災害のおそれがある場合に津波警報を発表する。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

イ 津波注意報：該当する津波予報区において、津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

ウ 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する（津波が予想されないときは、津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表する）。

### (2) 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では

予想される津波の高さも数値で発表する。

ア 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表（津波の高さの予想の区分）	巨大地震の場合の発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害の恐れがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は早い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し、小型船舶が転覆する。海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。

イ 津波予報の発表基準

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する（津波が予想されないときは、津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表する）。

発表される場合	内容
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表します。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表します。

(3) 地震・津波に関する情報の種類と内容

ア 地震に関する情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」又は、「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表  震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある

地震情報の種類	発表基準	内容
		場合は、その地点名を発表 ※ 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について、以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表  日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データを基に、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
長周期地震動に関する観測情報	・階級1以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）や、その規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表

イ 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び札幌管区気象台・函館地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (全国速報版・地域速報版) ※	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度4以上を観測(ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度をめどに、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度に関する情報や津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。 ・地震解説資料(全国速報版) 上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。 ・地震解説資料(地域速報版) 上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。
地震解説資料 (全国詳細版・地域詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・北海道沿岸で大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・北海道で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。 ・地震解説資料(全国詳細版) 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料(地域詳細版) 地震解説資料(全国詳細版)発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料(北海道の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある)。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震活動図	・ 定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の北海道及び各地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	・ 定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの北海道の地震活動の状況を取りまとめた資料。

※地震解説資料（速報版）はホームページでの発表をしていない。

#### ウ 津波に関する情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、2の（2）の（ア）津波警報等の種類と発表される津波の高さ等）参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

（※1）津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・ 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報を發表中	1 mを超える	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報を發表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	数値で発表 (津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表し、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

津波警報等の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報を發表中	3 mを超える	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報を發表中	1 mを超える	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※ 津波情報の留意事項等

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・ 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。



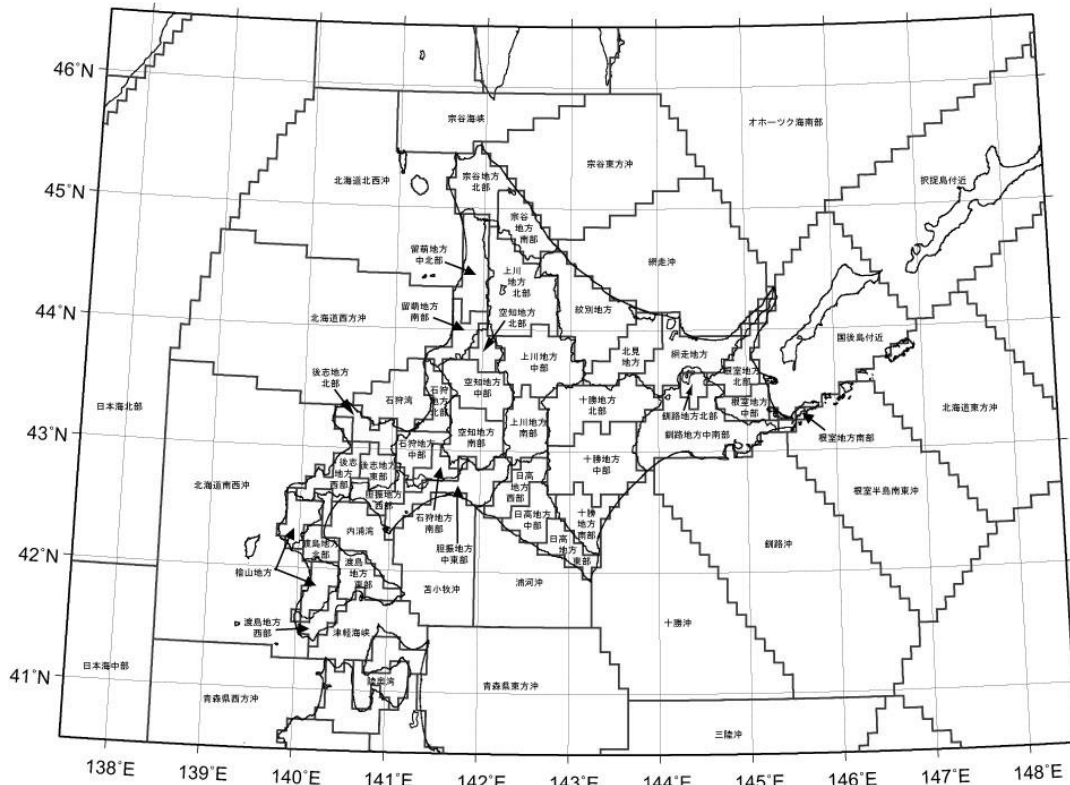
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
  - ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- ③ 津波観測に関する情報
  - ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
  - ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- ④ 沖合の津波観測に関する情報
  - ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
  - ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

### 3 地震、津波に関する情報に用いる地域名称、震央地名及び津波予報区

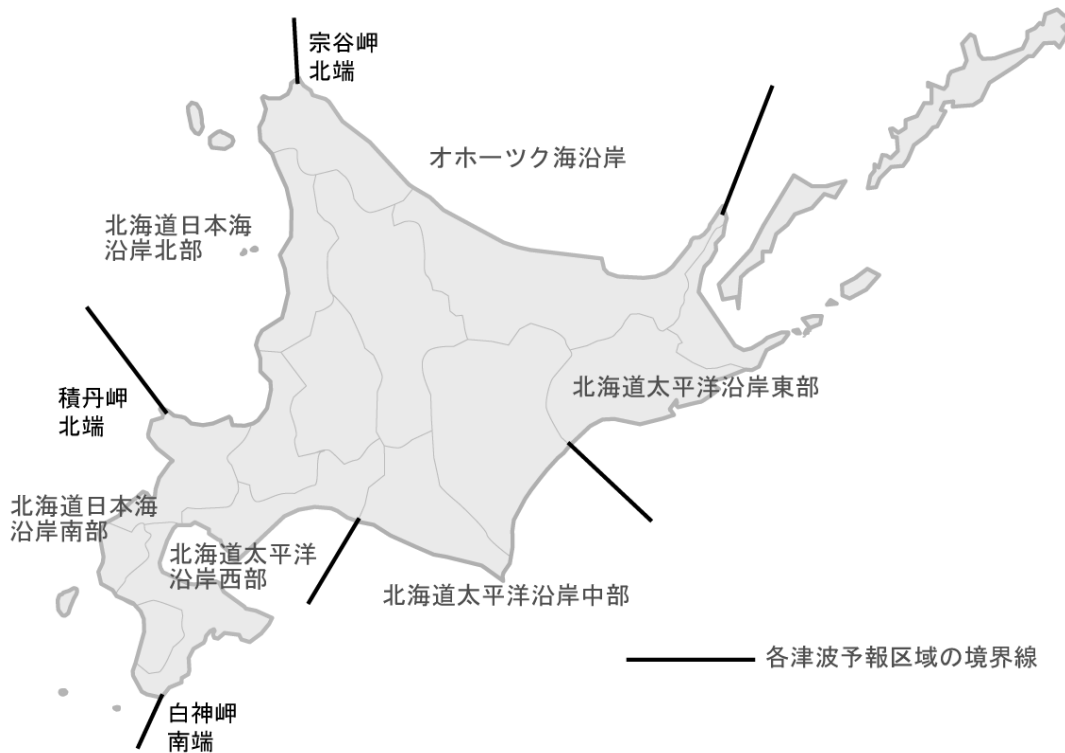
#### (1) 緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域



(2) 震央地名



(3) 津波予報区名

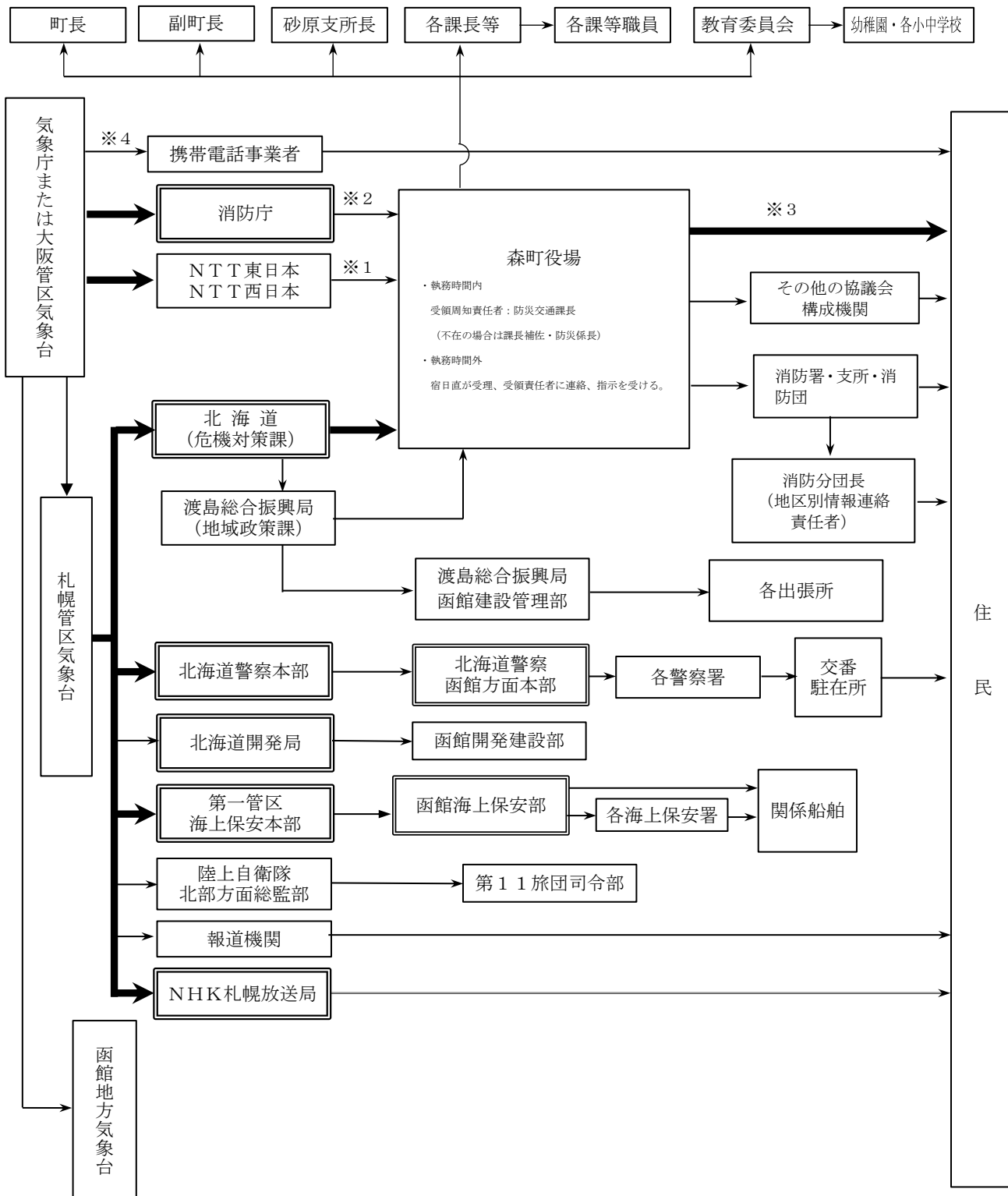


津波予報区名	津波予報区域
オホーツク海沿岸	北海道のうち宗谷総合振興局（宗谷岬北端以東に限る。）及びオホーツク総合振興局の管内
北海道太平洋沿岸東部	北海道のうち根室振興局及び釧路総合振興局の管内
北海道太平洋沿岸中部	北海道のうち十勝総合振興局及び日高振興局の管内
北海道太平洋沿岸西部	北海道のうち胆振総合振興局及び渡島総合振興局（白神岬南端以東に限る。）の管内
北海道日本海沿岸北部	北海道のうち宗谷総合振興局（宗谷岬北端以東を除く。）、留萌振興局、石狩振興局及び後志総合振興局（積丹岬北端以東に限る。）の管内
北海道日本海沿岸南部	北海道のうち後志総合振興局（積丹岬北端以東を除く。）、檜山振興局及び渡島総合振興局（白神岬南端以東を除く。）の管内

（注）北海道太平洋沿岸東部には、色丹郡、国後郡、択捉郡、紗那郡及び虻取郡を含む。

### 4 津波警報等の伝達

津波警報等の伝達系統図は、次のとおりである。

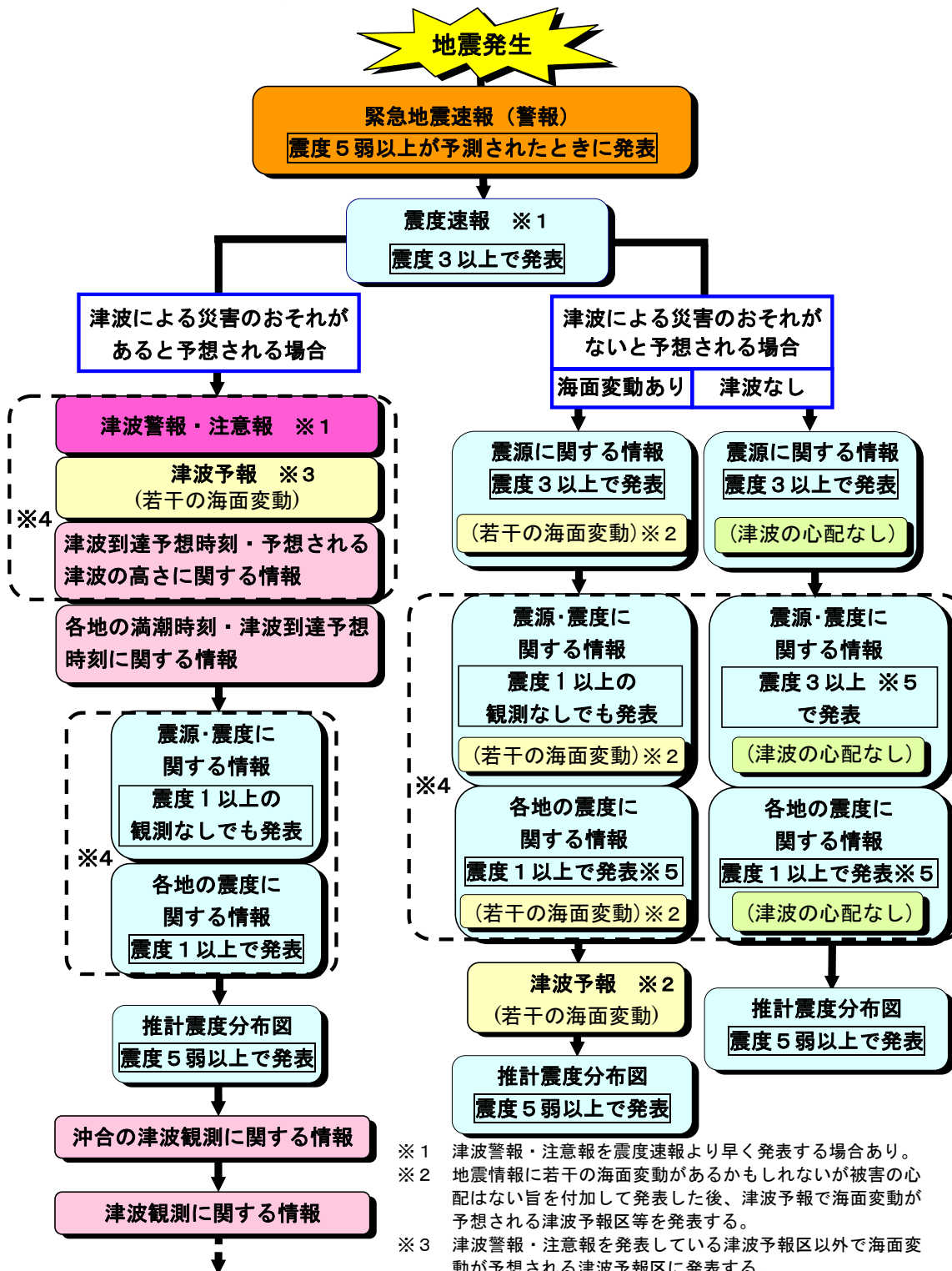


(二重線)で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先

- ※1 津波警報と大津波警報（特別警報）の発表と解除のみ通報
  - ※2 J-ALERTによる伝達
  - ※3 特別警報は一般住民に対しスピーカーによる放送、広報車巡回、携帯メールサービス、消防団等による伝達等の周知の措置をとる
  - ※4 緊急速報メールは大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。
- ➡ (太線)は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達

5 地震及び津波に関する情報発表の概要

## 地震及び津波に関する情報

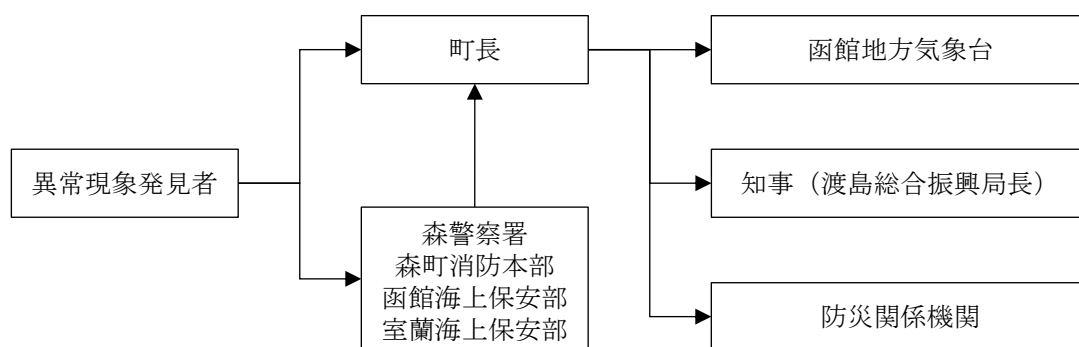


- ※1 津波警報・注意報を震度速報より早く発表する場合あり。
- ※2 地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付加して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区等を発表する。
- ※3 津波警報・注意報を発表している津波予報区以外で海面変動が予想される津波予報区に発表する。
- ※4 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、破線で囲んだ情報はそれぞれまとめた形の情報で発表する。
- ※5 気象庁ホームページでの「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」は、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表する。

### 6 異常現象を発見した場合の通報

町長は、頻発地震、異常音響及び地変並びに異常潮位又は異常波浪などの異常現象発見の通報を受けたときは、直ちに情報を確認し、必要な措置を講ずるとともに、災害の規模、内容等により必要に応じて次の機関に通報する。

- (1) 森警察署
- (2) 渡島総合振興局 地域政策課
- (3) 函館地方気象台
- (4) 周辺町
- (5) 防災関係機関


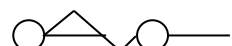




発見者からの通報及び災害情報、被害状況等は、防災交通課長へ報告し、その指示により事務処理に当たるものとする。

休日、夜間にあつては、防災交通課長へ報告し、その指示を受けるものとする。(一般災害対策編「第5章 第2節 5 災害情報連絡系統図」を参照)

### 8 津波警報等の標識


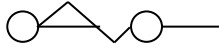
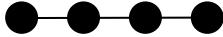
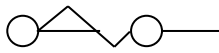
津波注意報標識

標識の種類	標識	
	鐘音	サイレン音
津波注意報標識	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)
津波注意報及び津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒) (約1分)  (約3秒)

(注) 1 「ツナミナシ」の津波注意報を行った場合は、標識を用いない

(注) 2 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

津波警報標識

標識の種類	標識	
	鐘音	サイレン音
津波警報標識	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)
大津波警報標識	(連点) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

### 第3節 災害情報等の収集、伝達計画

地震・津波災害時における災害情報等の収集、伝達についての計画は、一般災害対策編「第5章 第2節 災害情報収集・伝達計画」を準用するほか、本計画の定めるところによる。

#### 1 災害情報等の収集及び伝達体制の整備

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用などにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努める。

- (1) 町は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めることとし、全国瞬時警報システム（J-ALERT）などで受信した緊急地震速報を防災行政無線等により住民等への伝達に努める。
- (2) 町及び防災関係機関は、要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達と、特に支援を要する避難行動要支援者、災害により孤立する危険のある地域の被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。

また、被災者等への情報伝達手段として、特に防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、SNS等、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

- (3) 町は放送事業者、通信事業者等による被害に関する情報、被災者の安否情報等の収集に努める。

また、町は、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及啓発に努める。

- (4) 町、道及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、ヘリコプター、衛星通信車、テレビ会議、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集、相互に交換するとともに、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情

報の収集・伝達手段の多重化・多様化に努める。

特に、町から道への被災状況の報告ができない場合、その他必要と認めるときは、これら多様な手段の効果的活用のほか、道は被災地に職員を積極的に派遣し、被災情報等を収集・把握する。

- (5) 町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

## 2 災害情報等の内容及び通報の時期

### (1) 町

ア 町は、震度5弱以上を記録した場合、被災状況を道に報告する。(ただし、震度5強以上を記録した場合、第1報を道及び国(消防庁経由)に、原則として30分以内で可能な限り早く報告する。)

なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告する。

イ 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国(消防庁経由)に報告する。

ウ 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国(消防庁経由)への報告に努める。

## 3 通信施設の整備の強化

町及び道は、非常災害時の通信の確保を図るため、通信回線の複線化や代替回線の準備、非常用電源設備などの整備を推進するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

また、防災関係機関は、地震・津波災害時において円滑な災害情報の収集及び伝達が実施できるよう通信施設の整備強化を図る。

## 第4節 災害広報・情報提供計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第4節 災害広報・情報提供計画」を準用する。

## 第5節 避難対策計画

地震・津波災害時において住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置については、一般災害対策編「第5章 第5節 避難対策計画」を準用する。



## 第6節 救助救出計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第10節 救助救出計画」を準用する。

## 第7節 地震火災等対策計画

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

このため、住民や自主防災組織等は、可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止に努めるとともに、町における消火活動に関する計画は、一般災害対策編「第4章 第10節 消防計画」及び一般災害対策編「第8章 第8節 大規模な火事災害対策計画」を準用するほか、本計画の定めるところによる。

### 1 消防活動体制の整備

町はその地域における地震災害を防御し、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制について、十分に検討を行い、整備しておく。

### 2 火災発生、被害拡大危険区域の把握

町は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、あらかじめ、おおむね次に掲げる危険区域を把握し、又必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動の円滑な実施に資する。

- (1) 住宅密集地域の火災危険区域
- (2) がけ崩れ、崩壊危険箇所
- (3) 津波等による浸水想定区域
- (4) 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

### 3 相互応援協力の推進

町は、消防活動が円滑に行われるよう、次に掲げる応援協定により、必要に応じ相互に応援協力をする。

- (1) 消防相互応援
- (2) 広域航空消防応援
- (3) 緊急消防援助隊による応援

### 4 地震火災対策計画の作成

町は、大地震時における火災防御活動及び救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、必要に応じ、あらかじめ地震火災対策計画を作成する。

この場合その基本的事項は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 消防職員等の確保

大規模地震発生時には、住宅密集地域における火災の多発に伴い、集中的消火活動は困難であり、また、消防設備が破壊され、搬出不能となることも考えられ、さらに消防職員、団

員の招集も困難になるなど、消防能力が低下することなどから、あらかじめこれらに対する維持、確保の措置を講ずる。

#### (2) 消防水利の確保

地震時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられることから、防火水槽・耐震性貯水槽・配水池の配置のほか、河川等多角的な方策による消防水利の確保に努める。

#### (3) 応急救出活動

大規模地震発生時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、倒壊した家屋内での住民、特に避難行動要支援者等の救護方法について検討しておく。

#### (4) 初期消火の徹底

住民に対しては平素から地震発生時の火気の取締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。

また、発生直後にあつては、被災地までの道路交通網等の寸断等により、消防機関の到着に時間を要することから、被災地の住民や自主防災組織は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

## 第8節 津波災害応急対策計画

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表され、又は津波発生のおそれがある場合の警戒並びに津波が発生した場合の応急対策についての計画は、本計画の定めるところによる。

### 1 津波警戒体制の確立

町、道及び防災関係機関は、気象庁の発表する津波警報等によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、津波来襲に備え警戒態勢を取る。

#### (1) 町

海浜等にある者に対し、海岸等からの退避、テレビ、ラジオの聴取等警戒体制を取るよう周知するとともに、水門等の閉鎖、安全な場所からの海面監視等警戒にあたる。

##### ア 海面監視

強い地震（震度4程度以上）を感じたときは、気象庁が発表する潮位観測データ等により情報収集を行う。

##### イ 巡回調査の実施

各対策部は、強い地震により所管する関係施設の損壊が予想される場合は、直ちに班員を関係施設に派遣し、巡回調査を実施するものとする。

##### ウ 津波情報等の伝達に関する対策

(ア) 町長及び各関係機関は、津波情報及び海面監視情報等を早期に掌握し、防災行政無線施設、広報車、消防車、サイレン等により、各沿岸地域、河川流域周辺を重点として、迅速、的確な情報伝達活動を実施し、テレビ、ラジオ、町等の情報に注意するよ

う呼びかけるものとする。

(イ) 津波情報の伝達にあたり、津波の発生、襲来が確実視された場合は、規模の大小に拘らず、海浜からの早期退避を併せて呼びかけるものとする。

(2) 北海道

津波情報の収集、町との連絡調整等を行う。

さらに、漁港、海岸等の警戒にあたるとともに、潮位の変化等津波情報の収集、伝達を行う。

(3) 北海道警察

気象庁が大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を発表した場合等は、速やかに警察署を通じて関係自治体にこれら警報等の内容を伝達するとともに、警戒警備等必要な措置を実施する。

(4) 第一管区海上保安本部（函館海上保安部）

緊急通信等により、船舶に対し、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を伝達するとともに、巡視船艇により、付近の在港船舶及び沿岸部の船舶に対し、沖合等安全な海域への避難、ラジオ、無線の聴取等警戒体制を取るよう周知する。

## 2 住民等の避難・安全の確保

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表された場合若しくは海面監視により異常現象等の情報を取得した場合、町長及び関係機関は、津波来襲時に備え、次の対策を実施する。

(1) 町

ア 町長は、津波警報等が発表された場合等、潮位の測定及び海面監視を行い、被害を伴う津波の発生が予想される場合は、地域住民に対して避難立退きの指示等必要な処置を取るとともに、海浜の遊客（釣人、遊泳者等）に対し避難の伝達に努めるものとする。

イ 町長は、津波警報等が発表された場合は、時機を失することなく、直ちに沿岸地域住民に対し、防災行政無線施設、広報車、消防車、口頭等あらゆる方法により避難の伝達を行うものとする。

ウ 必要と認める沿岸地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、直ちに高台等の安全な場所へ避難するため、防災行政無線やSNS等により避難指示を行う。

エ 前各号の伝達は、地元町内会等及び森漁業協同組合、砂原漁業協同組合等の協調、協力を得て、組織的に実施するものとする。

(2) 北海道

町が災害の発生により、避難指示等を行うことができない場合、知事は、避難のための指示及び指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わって実施する。

また、町から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言する。そして、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、町に積極的に助言する。

(3) 北海道警察

気象庁が大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を発表した場合等は、速やかに警察署を通じて関係自治体に警報等の内容を伝達するとともに、沿岸を管轄する警察署長は、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

(4) 第一管区海上保安本部（函館海上保安部）

津波による危険が予想される海域に係る港及び海岸付近にある船舶に対し港外、沖合等安全な海域への避難を指導するとともに、必要に応じて入港を制限し、又は港内の停泊中の船舶に対して移動の指導を行う。

資料6-2 避難場所一覧
--------------

### 3 災害情報の収集

道、北海道警察及び第一管区海上保安本部（函館海上保安部）は、航空機又は船艇を派遣し、災害状況の把握及び情報収集を実施するとともに、防災関係機関相互に情報の共有化を図る。

### 4 その他必要な対策

(1) その他必要な対策については、「本章 災害応急対策計画」の各節に定めるところにより実施し、震災時の応急対策に万全を期する。

(2) 近地地震の自衛措置

地震の震源地が近い場合、気象台から発表される津波警報前に津波が襲来することも予測されるので、地震発生と同時に海岸、港湾へ職員及び消防職員を安全確保に留意のうえ派遣し、海面の異常等を監視して自衛措置体制の確立を図る。

## 第9節 災害警備計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第13節 災害警備計画」を準用する。

## 第10節 交通応急対策計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第15節 交通応急対策計画」を準用する。

## 第11節 輸送計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第16節 輸送計画」を準用する。

## 第12節 ヘリコプター等活用計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第9節 ヘリコプター等活用計画」を準用する。

## 第13節 食料供給計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第17節 食料供給計画」を準用する。

## 第14節 給水計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第18節 給水計画」を準用する。

## 第15節 衣料、生活必需品等物資供給計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第19節 衣料、生活必需品等物資供給計画」を準用する。

## 第16節 石油類燃料供給計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第20節 石油類燃料供給計画」を準用する。

## 第17節 生活関連施設対策計画

地震・津波災害の発生に伴い、生活に密着した施設（水道施設、電気、通信及び放送施設等）が被災し、水、電気等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生ずる。

これら、各施設の応急復旧についての計画は、本計画の定めるところによる。

### 1 水道施設

一般災害対策編「第5章 第23節 上下水道施設対策計画」を準用するほか、次のとおりである。

#### (1) 応急復旧

水道事業者は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震・津波発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施するとともに、被害にあった場合は、速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

#### (2) 広報

水道事業者は、地震・津波により水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応につ

いての周知を図る。

## 2 下水道施設

### (1) 応急復旧

下水道管理者は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震・津波の発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのあるものについては、応急復旧を行う。

### (2) 広報

下水道管理者は、地震・津波により下水道施設に被害があった場合は、下水道施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

## 3 電気

一般災害対策編「第5章 第21節 電力施設災害応急計画」を準用するほか、次のとおりである。

### (1) 応急復旧

電気事業者は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震・津波の発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況（停電の状況）の調査、施設の点検を実施し、施設に被害（停電）があった場合は、二次被害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施し、早急に停電の解消に努める。

### (2) 広報

電気事業者は、地震・津波により電力施設に被害があった場合は、感電事故、漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況（停電の状況）、復旧見込み等について、テレビ・ラジオなどの報道機関や広報車を通じて広報し、住民の不安解消に努める。

## 4 通信

### (1) 応急復旧

東日本電信電話(株)北海道事業部、(株)NTTドコモ北海道などの電気通信事業者は、地震・津波災害発生時の通信を確保するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害があった場合、又は異常事態の発生により通信が途絶するような場合においては、速やかに応急復旧を行う。

### (2) 広報

通信を管理する機関は、地震・津波により通信施設に被害があった場合は、テレビ・ラジオなどの報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況等について広報するとともに、被災地への電話の自粛について理解と協力を求めるなど住民の不安解消に努める。

## 5 放送

NHKなど放送機関は、地震・津波災害発生時、被災地及び被災住民に対する迅速かつ的確な情報を提供するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、施設に被害があった場合、速やかに応急復旧を実施するなど、放送が途絶えることのないよう対策を講じる。

### 第18節 医療救護計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第11節 医療救護計画」を準用する。

### 第19節 防疫計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第12節 防疫計画」を準用する。

### 第20節 廃棄物等処理計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第32節 廃棄物等処理計画」を準用する。

### 第21節 家庭動物等対策計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第30節 家庭動物等対策計画」を準用する。

### 第22節 文教対策計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第28節 文教対策計画」を準用する。

### 第23節 住宅対策計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第26節 住宅対策計画」を準用する。

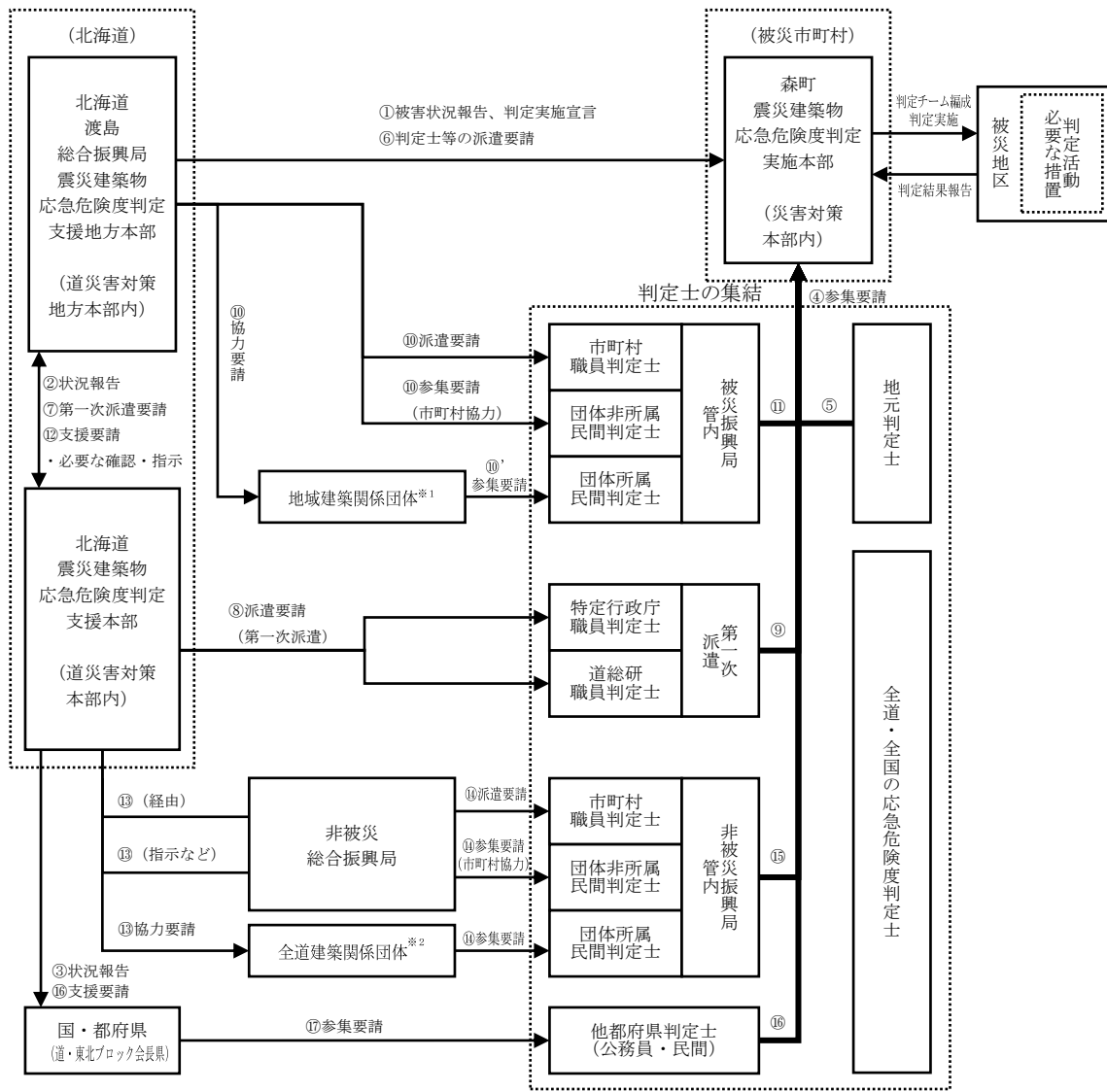
### 第24節 被災建築物安全対策計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第25節 被災宅地安全対策計画」を準用するほか、特に被災建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止するための安全対策として次のとおり実施する。

#### 1 応急危険度判定の活動体制

町及び道は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

判定活動の体制は、次のとおりとする。



※1 地域建築関係団体：被災地を含む管内で構成する地区協議会の会員である建築関係団体（例：建築士〇〇支部）  
 ※2 全道建築関係団体：全道連絡協議会の会員である建築関係団体（例：建築士会（本部））

## 2 応急危険度判定の基本的事項

### (1) 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

### (2) 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

### (3) 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。



危険	建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。
要注意	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。
調査済	建築物の損傷が少ない場合である。

#### (4) 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

#### (5) 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

### 3 石綿飛散防災対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害の防止については、次のとおりとする。

#### (1) 基本方針

各実施主体は、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省）等に基づき、石綿の飛散防止措置を講ずる。

#### (2) 実施主体及び実施方法

##### ア 町及び道

町及び道は連携し、被災建築物等の石綿露出状況等の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導・助言及び解体等工事に係る事業者への指導等を行う。

##### イ 建築物等の所有者等

建築物等の損壊や倒壊に伴う石綿の飛散・ばく露防止のための応急措置を行う。

##### ウ 解体等工事業者

石綿含有建材の使用の有無に関する事前調査を実施し、調査結果等を当該解体等工事の場所に掲示するとともに、特定粉じん排出等作業に係る基準等に従い、解体等工事を行う。

##### エ 廃棄物処理業者

関係法令に定める基準等に従い、廃石綿等及び石綿含有廃棄物の処理を行う。

## 第25節 被災宅地安全対策計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第25節 被災宅地安全対策計画」を準用する。

## 第26節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第29節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」を準用する。

## 第27節 障害物除去計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第27節 障害物除去計画」を準用する。

## 第28節 広域応援・受援計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第8節 広域応援・受援計画」を準用する。

## 第29節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第7節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用する。

## 第30節 災害ボランティアとの連携計画

本節については、一般災害対策編「第5章 第33節 災害ボランティアとの連携計画」を準用する。

## 第31節 災害義援金募集（配分）計画

本節については、一般災害対策編「第9章 第2節 4 災害義援金の募集及び配分」を準用する。

## 第32節 災害救助法の適用と実施

本節については、一般災害対策編「第5章 第36節 災害救助法の適用と実施」を準用する。

## 第4章 災害復旧・被災者援護計画

地震・津波等の災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、町は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施する。

併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により適切かつ速やかに廃棄物処理を行う。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じる。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行う。

### 第1節 災害復旧計画

本節については、一般災害対策編「第9章 第1節 災害復旧計画」を準用する。

### 第2節 被災者援護計画

被災者援護計画については、一般災害対策編「第9章 第2節 被災者援護計画」を準用するほか、次に定めるところによる。

#### 1 融資・貸付等による金融支援

地震・津波災害は、各種の被害が広範囲にわたり、瞬間的に発生するところに特殊性があり、公共施設以外に及ぶ災害の規模も激甚かつ深刻である。

このため、町、道及び防災関係機関は協力して、民生の安定を確保し、早急な復興援助の措置を講ずる必要がある。

##### (1) 実施計画

##### ア 一般住宅復興資金の確保

町は、道と協調して、住宅金融支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住家の被害を復旧するための資金の確保を援助し、融資に対する利子補給等の措置を講ずる。

##### イ 中小企業等金融対策

災害により被災した中小企業の再建を促進するため必要な資金の融資等を行う制度で、

町は道と連携し、関係機関の協力を得て、被災中小企業者に対し所要の指導及び広報を行う。

ウ 農林水産業等金融対策

災害により被害を受けた農林水産業者又は団体に対し復旧を促進し、農林水産業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、日本政策金融公庫等により融資等の支援を行う。

町は、道と連携し、被災者からの問い合わせに対する応対や本制度の周知に努める。

エ 福祉関係資金の貸付等

町は、道と緊密な連絡のもとに、災害援護資金、生活福祉資金、母子及び寡婦父子福祉資金の貸付を積極的に実施する。

オ 被災者生活再建支援金

町は、道と緊密な連絡のもとに、被災者生活再建支援法に基づく被災世帯に対する支援金の迅速な支給を図る。

町は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に災証明書の交付体制を確立し、被災者に災証明書を交付する。

カ その他の金融支援

災害弔慰金、災害障害見舞金、住家被害見舞金等（都道府県見舞金、災害対策交付金を含む。）

(2) 財政対策

ア 指定地方行政機関、金融機関等は、町及び道が実施する公共施設の復旧並びに一般住宅及び中小企業等復旧対策に要する財政資金の確保に対し、積極的に協力する。

イ 町、道、防災関係機関及び金融機関等は、協力して災害復旧に関する相談窓口を開設し、被災者の復興活動を援助する。

(3) 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、町、道等は、その制度の普及促進にも努めるものとする。

## 第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

本章は、町防災計画の地震・津波対策計画編の別冊である「森町地震防災対策推進計画」による。